

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：令和4年2月17日（木）

担当課：街づくり施設部 建築指導課

件 名：大和市耐震改修促進計画について

提出理由：大和市耐震改修促進計画の改定にあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- 本市は、平成21年4月に、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、大和市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）を策定した。その後、法改正や国の基本方針等により、順次一部改訂等を行い、令和3年度までを計画期間として、建築物の耐震化等に取り組んできた。
- 令和3年12月に、国は耐震化に関する次期目標として、住宅については令和12年までに、住宅以外の建築物のうち耐震診断義務付け対象建築物については令和7年までに、それぞれ耐震性が不十分なものを「おおむね解消」とする基本方針の改正を行った。
- また、県は国の基本方針を踏まえ、令和4年3月に神奈川県耐震改修促進計画を改定予定である。
- こうした中、本市においても、耐震化の現状等を踏まえ、促進計画の改定が必要となった。

2. 計画改定の考え方

- 国が示す目標と本市の耐震化の現状等を踏まえて、計画期間内（～令和10年度）における耐震化の目標を改めて設定するものである。
- 耐震性が不足する一定数の木造戸建住宅が残存することも想定されることから、これまでの耐震改修の支援を継続するとともに、国の方針を注視しながら、除却等への支援を検討していくこととする。
- その他、国の動向や近年の災害教訓等を考慮し、必要となる対応を新たな施策に反映する。

3. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ・目的

- 促進計画は、法第6条第1項に基づき策定するので、健康都市やまと総合計画、大和市地域防災計画等の都市防災に係る部門計画として位置づける。
- また、昭和56年以前の建築物の耐震化を図り、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的とする。

(2) 計画期間

- 令和4年度から令和10年度までとする。

(3) 対象建築物

- 昭和56年5月31日以前に建築された住宅、特定建築物、公共建築物

(4) 耐震化の目標

- 国が示した目標値の考え方を踏まえて、次のとおり本市の耐震化の目標を設定する。

【耐震化率】

区分	現状	目 標		(参考)
	R2年度	R7年度	R10年度	R12年度
住 宅	94.6%	—	98.2%	おおむね 解消
耐震診断義務付け 対象建築物※	95.7%	100%	—	—

※ 学校、店舗等で規模の大きい建築物

(5) 耐震化等を促進するための施策

- 国、県の補助金を活用しながら、木造住宅の耐震診断、耐震改修費補助、マンション耐震診断費等これまでの支援策等を継続する。
- 国の基本方針、近年の災害教訓及び耐震化等促進事業と関連のある次に掲げる施策を新たに追加する。
 - ① 瓦屋根の安全対策
 - ② アスベスト対策
 - ③ 空き家の安全対策
 - ④ 除却等の推進
 - ⑤ 平成12年以前の木造建築物の安全対策
 - ⑥ 民間判定士と連携した応急危険度判定体制

(6) 進行管理等

- 各年度末に、促進計画に定める耐震化の目標について、進捗状況を確認し、目標を達成するための手段や手法の改善を必要に応じて検討する。

経 過

- H21. 4 促進計画の策定（第一期：H21～H30）
- H26. 12 促進計画の一部改訂（法改正による）
- H30. 3 促進計画の期間延伸（R3まで）
- R 3. 12 国の基本方針改正

今後の予定

- R 4. 2～3 市民意見公募手続の実施
- R 4. 4 促進計画の改定・公表